

特定有害物質の使用を廃止したときに..

土壤汚染対策法では、有害物質使用特定施設において、特定有害物質の使用を廃止したときに、土壤汚染状況調査及び当該調査結果の報告を義務付けています。

(法第3条第1項本文)

1 有害物質使用特定施設

①水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設であって、②特定有害物質（裏面掲載）をその施設で製造し、使用し、又は処理するもの

2 調査・報告の義務がある者

- (1) 使用が廃止された有害物質使用特定施設の土地の所有者、管理者又は占有者
- (2) 知事から使用が廃止された旨の通知を受けた者

3 工場・事業場の敷地全体の調査・報告の義務が発生する時期

有害物質使用特定施設の使用又は特定有害物質の使用が廃止されたとき

水質汚濁防止法又は瀬戸内海環境保全特別措置法における、施設の使用廃止届出、構造等変更届出又は構造等変更許可申請が必要なときは、当該使用廃止に該当する可能性があります。

ただし、土地の利用方法からみて、健康被害が生じるおそれがない旨の知事の確認を受けた場合には、調査が一時的に免除されます（以下「ただし書確認」という。）ので、お問い合わせください。

(法第3条第1項ただし書)

なお、ただし書確認を受けた場合であっても、900㎡以上の掘削を伴う土地の形質の変更時に届出及び届出に係る土壤汚染状況調査並びに当該調査結果の報告が必要となります。

(法第3条第7項及び同条第8項)

また、土地の利用方法を変更する場合は、届出によりただし書き確認が取消され、調査義務が生じます。

(法施行規則第19条第1項、第20条)

4 有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査・報告のフロー

有害物質使用特定施設の廃止、特定有害物質の使用廃止

土壤汚染対策法



5 土壤汚染状況調査への協力

有害物質使用特定施設を設置していた者は、法第61条の2の規定に基づき、土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、特定有害物質の種類、使用等されていた位置、水質汚濁防止法に基づく定期点検等の記録等の情報を提供するよう努めることとされています。

(令和8年4月 広島県環境県民局環境保全課)

【Q & A】

【特定有害物質及び指定基準】

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
第一種 揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—
ベンゼン	0.01 以下	—	
第二種 （重金属等）	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離イオンとして)
	水銀及びその化合物	0.0005 以下 (うちメチル水銀は検出されないこと)	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ほう素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
第三種 （農薬等）	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

Q：土壌汚染状況調査はいつまでに報告するのですか。

A：有害物質使用特定施設の使用廃止等又は知事から使用廃止の通知を受けた日から120日以内に報告しなければなりません。

Q：調査が一時的に免除される「ただし書確認」はどのような場合に行われるのですか。

A：引き続き工場又は事業場の敷地として利用される場合や当該工場等と隣接して設置者の住居があるなど、当該工場等が管理されている場合等が該当します。

Q：調査はどのように行うのですか。

A：調査は、土地所有者等が指定調査機関（環境大臣又は県知事指定）に委託し、環境省令に定められた方法で行います。

Q：調査する土地はどの範囲ですか。

A：使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場、事業場の敷地であった土地が対象です。

「ただし書き確認」を受けた土地の形質変更時に必要な調査は、調査する範囲を知事が命じます。

Q：調査の結果、指定基準を超過した場合はどうなるのですか。

A：土壌汚染の摂取リスクに応じて知事が要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、土地所有者等は必要な対策を実施することになります。

【土壌汚染対策法に関するお問い合わせ先】

管轄区域	機関名	住所	電話番号
大竹市, 廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32-11 81(代)
安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町 安芸太田町, 北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 環境管理課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 農林庁舎	082-228-21 11(代)
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-54 00(代)
竹原市, 東広島市, 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-69 11(代)
三原市, 尾道市, 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-20 11(代)
府中市, 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-13 11(代)
三次市, 庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-51 81(代)
—	広島県環境県民局環境保全課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-228-21 11(代)

※広島市, 呉市及び福山市については、それぞれの市の担当課にお問い合わせください。